

文教厚生委員会記録

令和7年11月12日（水）
9時59分～12時07分
全員協議会室

【委員】足立委員長、遠藤副委員長、

岡山委員、花田委員、森谷委員、串崎委員、芦谷委員

【議長・委員外議員】 笹田副議長、戸津川議員、川神議員

【執行部】岡田教育長

〔健康福祉部〕 久保健健康福祉部長、紀健康医療対策課健康増進担当課長

〔教育部〕 草刈教育部長、藤井教育総務課長、山口学校教育課長、
永田学校教育課社会教育担当課長、山本文化振興課長、
鎌原人権同和教育室長

〔上下水道部〕 佐々木上下水道部長、大上下水道課長

【事務局】久保田書記

【議題】

1 執行部報告事項

- (1) 浜田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について 【健康医療対策課】
- (2) 教育委員会自己点検・評価報告書について 【教育総務課】
- (3) 令和6年度末 汚水処理人口普及率について 【下水道課】
- (4) その他

2 その他

- ・【要望書】学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い（委員会に配付）

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[9 時 59 分 開議]

○足立委員長

ただいまから文教厚生委員会を開会する。出席委員は、7名で定足数に達している。常任委員会の所管事項の変更により、委員会が文教厚生委員会となり、委員改選後初めて執行部出席で行う。新しいメンバーとなった。委員、執行部の皆、どうぞよろしくお願ひする。

1 執行部報告事項

○足立委員長

議題は3件ある。まず、執行部から提出に至った背景などを説明いただき、その後、委員から質疑を行う。説明、質疑、答弁については、簡潔明瞭にお願いする。

(1) 浜田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

○足立委員長

執行部から説明をお願いする。

○健康医療対策課健康増進担当課長

この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、市町村が策定するものである。平成25年度に国、県の行動計画が策定され、平成27年1月に本計画を策定し、以後、必要な改定を行ってきた。今回の改定は、新型コロナウイルス感染症対応の経験や知見、その課題を踏まえ、次なる感染症危機に対応するに当たって県が計画改定を行ったことに伴い、市の計画も改定するものである。約10年ぶりの抜本的改定となる。国、県の動きについては資料のとおりである。

今回の改定のポイントは、実施区分を、準備期、初動期、対応期の3期に区分し、保健所設置市以外の市町村については、対策項目がこれまで6項目から7項目に増えている。国、県については13項目の対策項目となっている。下に書いてある対策項目太字の部分が改定項目であり、⑥物資が今回新規の項目となっている。

以前の計画は実施時期区分の中に対策項目を盛り込んでいたが、今回の計画についてはそれぞれの対策項目の中で、三つの時期区分を示すように改定するよう示されている。今後のスケジュールとしては、12月の保健医療福祉協議会に素案を提出し、パブリックコメントを経て、3月の定例会議へ報告できるように準備を進めていきたいと思っている。

○足立委員長

それでは、質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○芦谷委員

新聞などで新型インフルエンザが流行しているという報道があるが、当市の状況はどうか。

○健康医療対策課健康増進担当課長

インフルエンザの流行については、県内で確認されているように聞いているが、浜田圏域も少し発生をしているところである。

○芦谷委員

その状況は、今までの経年的な経過を見て、流行の度合いはどうなのか。心配される状況か、安心できる状況かについて教えてほしい。

○健康医療対策課健康増進担当課長

大変難しい質問であり、平年のところで言うと、時期は少し早いと思っている。ただ、これが安心できるかどうかというところは判断しかねる。やはり発熱や咳などの場合は、早期に受診してもらうか、自宅で安静にもらうということが大切になると思う。また、高齢者については、現在、市ではインフルエンザの定期予防接種も行っているので、リスクもあるが判断してもらい、受けてもらえたうらと思っている。

○足立委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

委員として発言する。

先ほど対策項目の中で、④ワクチンということがあった。これは新型コロナウイルスのときにも、義務ではなく、本人の意思で接種するかしないかということがあったと思う。これを対策項目に入れるということは、当然そのワクチンの接種率なども含めて、行政側においては、ある程度その先の予測をしなければならないと思う。ただし本人の意向によって変わってくるかと思うが、そのときのそれぞれの行政側のワクチン接種率がどれぐらいになったら、対策項目としてきちんと機能するのかどうか、その辺の考え方を少し整理されているか。

○健康医療対策課健康増進担当課長

現在行っているインフルエンザの定期予防接種については、本人のリスクを判断してということになっている。しかし、今回この新型インフルエンザ等対策行動計画については、新しいウイルスであり、多くの人が、免疫がないこともあるため、国が基本的対処方針を出すなどして、少し努力義務が課されることも考えられる。新型コロナウイルスのときも当初はあったが、その後、努力義務が外れるということもあったと思う。

○足立委員長

確かにそうだと思うが、結局、接種は義務にはできないと思う。努力義務の中で、ある程度接種がどこまでできると、この対策項目の中で、きちんとした行動計画が成り立つことができるのか。その辺を、数値として持っているかどうかが問題である。市民にただ「受けてください」とお願いするレベルで終わってしまうと、お願いをしただけで終わってしまい計画にならない。計画と言う以上は、ある程度数字も含めて、これぐらいの市民、例えば4割の方に接種していただくことを目標として持つておくなど、そういったところの数字というのも含めて示すべきかと思う。

○健康医療対策課健康増進担当課長

数値目標までは、今回は示すようにはなっていないが、対象と必要な方は算定しておくようにということになっている。ただ、前回の対応の振り返りとして整理された点が3点あり、平時の備えの不足、変化する状況への柔軟かつ機動的な対応、情報発信、特にリスクコミュニケーションという点である。今回言われているリスクコミュニケーションは、一方的にこちらが伝えるのではなく、双向コミュニケーションが大切であるという反省がある。市から一方的に情報発信するだけではなく、市民の不安とか、有事の際にはコールセンターの相談の中で、リスクコミュニケーションを使いながら、受け手の反応や安心感を把握し共有するなどして理解を深めていきたい。リスクもあるというのは事実であるので、適切な指導を受けながら、皆に情報提供していきたいと思っているところである。

○遠藤副委員長

進行を戻す。

○足立委員長

ほかにないか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、次に移る。

(2) 教育委員会自己点検・評価報告書について

○足立委員長

執行部から説明をお願いする。

○教育総務課長

このたび、令和6年度の教育委員会自己点検・評価報告書を取りまとめた。地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会においては、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価を行い、今後の取組の方向性や課題を明らかにすることで、効果的な教育行政を図ることと定められている。点検評価を行う事業については、教育振興計画に掲げている取組を、施策体系に基づき整理し、点検評価を行っている。今年度は、令和3年度に策定した教育振興計画に基づき、自己点検評価を行っている。なお、教育振興計画の計画年度については、先の教育委員会定例会において、浜田市総合振興計画の計画年度の延長に伴い、こちらの計画においても、合わせて1年延長することを決定している。

資料の3ページから6ページにかけて、取組の総括評価を、教育振興計画の施策体系に沿って記載をしている。五つの体系ごとに、令和6年度に取り組んだ各課の主な事業について、こちらに表記をしている。具体的な個別の項目の点検評価については、8ページから83ページにかけて、教育委員会の各課・室において実施した。計50件の取組について、内容、目標、目的、評価の記載をしている。最後、巻末と86ページから92ページに、それぞれの具体的な取組のうち、目標の数値化が可能な項目について、数値目標及び達成状況という形で掲載をしている。

○足立委員長

質疑はあるか。

○串崎委員

ボリュームがあり、なかなか分かりにくい点もあるが、87ページに、学校給食の地産地消の比率がある。当然オーガニック給食を推進しているところであり、目標70%に対し、83%を超えてるので、達成されている感じを受ける。この目標が、100%近いものがあっても良いかと感じている。この70%というのは誰が決めているのか。

○教育総務課長

こちらの目標については、教育振興計画を令和3年度に策定した際に、当時の実績が61.9%ということで、70%を目標としたものである。令和4、5、6年度と、かなり大きく数値が上がっている。当市は県内でもかなり高く、80%というところに到達するのは難しい状況で80%となっているということで、この数字を維持していくのが目標ではあるが、今後、物価が高騰していることもあり、なかなかその80%がそのままいけるというところも難しいということで、数字は、当初の70%の目標にしておいて、ここを下回ることはないとということで、努力していきたいと思っている。

○串崎委員

もっと上を目指すべきであろうと思うので、また検討をお願いしたい。

89ページの真ん中に、まちづくりセンターの社会教育指導員の人数についてあるが、目標に対して実績がこの37人というのは、かなり人数が少ないが、これについて今後何か対策はあるのか。

○学校教育課社会教育担当課長

まちづくりセンターの社会教育指導員については、毎年この時期に、県から募集があり、各センターにそれぞれ調査をしながら進めているところである。各地域から1人ずつ推薦していただくような形でお願いしているところであるが、これまでもそのような形でやってきて人数を確保している。この人数が減少した要因は、任期途中で退職をされたということがあり、退職者が出了場合はこちらから、後任を依頼するという話はするが、補充ができなかつたという状況である。

○串崎委員

目標値との乖離が大きいので、対策をされて目標に近づけるべきだと思う。

最初のところに、事務局から執行状況の報告を受け点検評価をしたとあるが、事務局とは、どこを指すのか。

○教育総務課長

教育総務課である。

○串崎委員

教育総務課が提出して、この点検・評価は誰がするのか。

○教育総務課長

各教育委員に点検・評価してもらっている。

○花田委員

周布小学校及び長浜小学校に校内フリースクールを設置したとあるが、具体的にどのような設置状況で、どれくらい利用しているのか。

○学校教育課長

校内フリースクールは、昨年度から導入している。学校に行きづらい、教室に入りづらい子どもが、安心して過ごせる別の場所を校内に用意している。長浜小学校については、3名から4名、周布小学校については、現在1名が利用している。

○花田委員

試行的にやっているとのことだが、今後もこれが他の学校に広がっていくのか、どのような考え方で進めているか教えてほしい。

○学校教育課長

点検・評価にもあるように、教育委員から意見をもらっているとおり、事業化について検討してほしいという意見がある。次年度以降、人的な配置が必要となるので、拡充に向けて検討する。

○花田委員

山びこ学級通級者の状況で小学生7名、中学生9名とあるが、どのような状況か。

○学校教育課長

不登校は、1年間に30日欠席という定義で報告している。令和6年度、173名の不登校がいた。通級者16名であるので、173名中の約1割である。

○花田委員

残りの100人以上が山びこ学級を利用せず、自宅でどのように過ごしているのかを把握されているならば教えてほしい。

○学校教育課長

173名のうち、年間欠席が30日から50日の児童生徒が約半数を占めているので、時々登校するというイメージとして理解してほしい。その場合、各家庭で何をしているかであるが、一部はオンラインで授業を受けているが、多くがプリントなど学校からの配布物などによって学習しているところである。学校としては家庭訪問、電話で日々の連絡状況確認に留まっている状況なので、具体的に1日どうしているかまでは、正直なところ把握しきれていない。中学生は、進路のこともあるので、保護者と連絡を密に取り合って対応している状況である。

○花田委員

山びこ学級に通っている生徒以外の半分は、誰にも会わずに過ごしている印象を受けた。民間事業者や、N P O 法人など、いろいろ存在する。子どもたちが、どういったところでつながっているのか。地域の居場所でも良いと思うが、そういったところの状況も含めて、ぜひ把握していきながら子どもたちの対応を考えてほしい。

○教育長

子どもたちが、なかなか学校に行きづらくなっている家庭については、まず学校の先生が保護者と連絡を取っている。その上で、例えば民間のフリースクールとか、

民間の活動をしているところとつながっているケースもある。中にはどうしても家庭から出られない子どももいるので、先ほど課長が答弁したように、学校からのプリントを届けたり、それを回収したりと、つながりが絶えないようにしている。いろいろな安心できる場所が、地域の中であるとうれしい。

○森谷委員

全国比較とか島根県比較とかをするときに、不登校という認定する定義が全国統一しているのか。もう少し説明してほしい。

○学校教育課長

不登校については、文部科学省の調査要領で、30日以上の病気とか経済的な部分を除く欠席であり、全国一律の決まった基準で集計している。

○森谷委員

日数のカウントについて、出席とはどのような状態を指すのか。例えば、家から出た時点、学校の敷地に入った時点、上履きに履き替えた時点など、その判断は誰がするのか。全国統一基準があるのか。

○学校教育課長

出席については、児童生徒が保健室登校などで学校に来て先生と話をするなどして出席扱いにしている。この扱いについては、出席したかどうかの決定は各学校長が決めることになっている。出席については、全国一律かというところがあるが、最初に学校長の判断があり、若干の差異はあるかと思う。

○森谷委員

学校長の判断に任せられているとなると、学校長によっては校門をくぐったらオーケーという人もいる。それから、授業に出ないとダメだという人もいる。判断基準に任せられているのか。それとも、このようなことをチェックするようにと決められているのか。集計すること自体意味がないのではないかと思う。

○学校教育課長

10月の段階で、教育委員会事務局から校長会に、市内統一の出席の取扱基準について提案をし、現在、意見集約しながら、市としても統一した基準を設けて検討しているところである。基準を明確にして対応したい。

○森谷委員

教室に入って授業を受けて出席になるという感覚だった。要するに、授業に出なくても、出席かどうかが判断され、不登校にはならないということか。不登校の日数は、連続か累積か、どのようにカウントするのか。

○学校教育課長

173名について、カウントは4月1日から3月31日までの年度単位で集計している。前年度3月に欠席した部分が次年度に累計されるかという部分は、3月末でリセットをし、4月から新たにカウントするということである。

○森谷委員

4月には不登校児がゼロということになると思うが、常識で考えてあり得ない。2

月、3月から休み、学年が上がって4月になったら不登校ではなくなる。そして連休明けにまた不登校となる。まともなカウントであると思うか。

○学校教育課長

実際には年度をまたいで継続的に不登校となっている実態がある。統計上の数字と理解してもらい、現場では、継続した状況を踏まえ、4月からも当該児童生徒に対応している。

○森谷委員

全く理解できない。4月になったら不登校ではないという集計方法はおかしい。直すべきではないか。校長が自己判断で決めるとか、ずさんすぎる。でたらめではないか。文科省に報告する際に同一性を求めるとか、整合性があると思うか。4月になったら不登校ゼロ、5月の初めも不登校ゼロ、おかしいに決まっている。教育長、国に意見を言うべきではないか。

○教育長

不登校のカウントの仕方、出席の取扱いの仕方については校長の判断ということは、これがルールとして決まっているので、それがおかしいではないかということではなくて、少なくとも学校に来られない子どもたちが、年度をまたいで存在をしている。その事実はしっかりと承知をしている。学校は、必ずその子どもたちの様子などを把握して、継続して支援に取り組んでいるので、不登校の数のカウントの問題であるとか、出席認定を校長の裁量で決めているということについて、国に対しておかしいのではないかとの認識は持っていない。

○森谷委員

本当はそう思っていないのに、仕方なく答弁されているというのが分かった。皆は承知であると思うが、学校とか不登校とか全部チェックしているので、今のような上滑りの答弁では、実態と確実にズれているということが分かっている。どのような資料に基づいて、状況について判断され答えているのか。

○教育長

不登校の状況は学校からも上がってくるし、教育委員会として学校訪問時に各学校の不登校の様子というのは全部聞いている。その時点で管理職の先生はしっかりと一人ひとり状況を把握している。現場に行って、状況も確認している。

○遠藤副委員長

173名の不登校の方がいるということだったが、市としては、その173名をどうするかが最終目標なのか。学校にみんな来て授業を受けることが目標なのか。この多様性の時代、例えば学校に行かなくても、勉強ができれば良いかもしれないし、市として考える不登校は、増えることは良くないことかもしれないが、選択肢が増えていくのであれば、それも決して悪いことではないと考える。現在173名のゴール設定というのはどのように考えているのか。

○教育長

子どもたちが学校に行くということはゴールであると思っている。将来社会に

出ていくときに、生きていく力を付けるということが一番大事であり、それが学校でなくとも、そのようなことができるような組織であったり、地域であったり、いろいろな居場所があるのであれば、そのような場所も協力をしていただきながら、子どもたち、あるいは家庭が選んで、その中で学びを深めていただく。それが、一番良いという考えである。

○岡山委員

89ページのところに、レファレンスサービスの充実というところがある。有資格者が現在、嘱託で1名いるとのことだが、図書館の本当に大切なところは、そのレファレンスであったりとか、ただ本が置いてあるところだけとかではなくて、そこで調べ物につながる。

なかなか有資格者がいないという現実があると思う。例えば、現在働いている方で、年数がたった方だと、司書資格取得の権利があると聞いているが、その方たちの資格を取る支援、少し長めの休みを取らなければならない場合もあると思うが、集中講義を受けて資格を取られるという形もあると聞く。現在、例えばそのような意欲がある方がいるのか、そのような方向で促して資格を取得してもらえるような体制を取ろうとしているのかどうかを聞かせてほしい。

○教育総務課長

レファレンスサービスを中心に司書の充実が必要だというのは、常に思っているところである。幸いなことに、これまでずっとこちらが希望する司書数が、募集しても集まらなかつたが、現在は、市が必要だと思う人数の応募があり、充足しているところである。今まで図書館で勤めてもらっている方で、実際に司書資格を取りたい方が結構おり、申込みをされたと聞いており、それはとても良いことで、面接の際にも、激励した。

逆に資格を持っているが、自信がないと言って、司書業務ではなく、通常の事務の業務を希望される方もいるので、その方々には少し指導して、司書の業務についていただけたら良いと考えている。

○岡山委員

レファレンス業務に携わる方がたくさんいる方が市にとっても有り難い。ぜひ有資格者の方を本当にこれからも雇用を続けて少しでも増やす努力をしてほしいと思うし、意欲がある方は、ぜひ支援してほしい。

36ページの放課後子ども教室の地域学習支援の実施であるが、部活動の地域移行の話もあると思う。例えば、地域移行との接続を考えているか。

○学校教育課長

地域移行とは少し異なり、公民館で活動している青葉の会などが学習の場を提供している。いろいろな団体が活動している。実際中学生が混じって、学びの場でボランティア活動したいとか、地域の団体の支援、手伝いをしたいという活動があれば、今後の地域活動の一環として位置付けられることは当然あると考えている。

○岡山委員

これまでの部活動だと、学校で設定された、例えばスポーツとか文化系などの部活に入るという形だったと思う。

これから地域にあるプログラミング教室であるとか、それこそ地域課題を解決するようなことを、まちづくりセンターとともにやっていきたいということが、部活動であるみたいな形になっていくのではないかと思う。例えば、小学校の時代にプログラミング教室に通っていたが、中学校に入った途端に通わなくなってしまうこともあるかと思うが、これから先も、子どもたちが地域にあるものを使いながら、自分が好きなことができる環境づくりというのも、一緒に考えてもらえばと思う。

○森谷委員

全体的なことだが、資料の3ページに五つの柱があり、その上位にさらに評価があるかどうかという話だが、基本的なものとして、様々な市民の声、先生の声、生徒の声を聞くとか、公平公正に扱うとか、すべての評価の基盤となる場所はどこ辺にあるのか教えてほしい。

○教育総務課長

自己点検の作りとしては、教育振興計画の5本の柱があり、具体的な事業を上げている。5本の施策の柱の基本理念を評価するページは、こちらには記載はない。

○森谷委員

考え方方がおかしいと言っているわけではない。しかし、それが、すべての土台である。基礎がしっかりとしないければ、結局は駄目になる。土台が問題だと思う。

私が聞いている範囲では、例えばスケート場の件で、市民がまちづくり条例に基づいて、意見を言ったり情報を求めたりしているが、やり過ぎだということで、市長からメールで答えないというのが届いたり、不当要求の項目に該当するからといって、防災安全課を通して、弁護士名で警告書が来た。考えにくいような扱いをされている。その進め方が余りにもずさんである。

例えば、スポーツ審議会とのやり取りで、この結論になれば良いという誘導まであって、いらないという結論に変更するというケースは、新しい資料が出ても、それに対して議論がされていない。そして、スポーツ審議会の結論が重要であると言ってずっと流れていく。コンサルを雇っても、コンサルにも市役所が意向に沿うように誘導して結論が出ているということである。そこら辺のところを、きっちりやらないと、5本の柱自体の意味がなくなるではないか。7月14日に公益通報されたが、これも受理されていることになっていない。

その辺の評価を、別のところとかどこかで評価するようにしてほしい。どういう考え方か教えてほしい。

○足立委員長

この柱の全体評価をするところがどこにあるかという問いと、今後きちんと評価して、教育委員会として明示すべきだという指摘があったが、どうか。

○教育総務課長

報告書の作りとしては、4ページ、5ページのところに、5本の柱の全体の進め方に

については表記している。もう少し書き方を工夫したい。

○森谷委員

評価をされるのかどうか。すべて評価の対象にしなければならないと思っている。

○教育総務課長

個別に上げられるかどうかを検討するが、基本的に5本の柱の中に入るとと思うので、評価という形は取っていきたい。

○花田委員

70ページの芸術文化の振興について、スクールコンサートは、小学校、中学校合わせて8校で実施されたが、3年間で全校を回るスケジュールか。

○文化振興課長

これは3年で一巡するというスケジュールを考えている。

○花田委員

日常的に質の高い文化芸術に触れる機会が、育ちには大きく影響していると考える。その中で、3年に1度しかスクールコンサートを経験できないというのは、機会が少ないとと思う。

スクールコンサートというのは、いつも音楽鑑賞が中心である。音楽のみの鑑賞で文化芸術を子どもたちに届けているという判断をしていると思うが、その辺りはどのような根拠に基づいているのか教えてほしい。

○文化振興課長

スクールコンサートとしては音楽鑑賞ということで枠組みをしている。それについては、音楽部会との話し合いの中で、スクールコンサートをしているので、そのようになっている。一方で、所管が違うが、芸術文化に触れる機会としては、世界子ども美術館の創作活動を通して、総合的な学習の時間で教育を行っている。

○花田委員

自分が子どもであった時代には、必ず年に1度、舞台芸術が学校を回っていたと思う。そういうものがだんだんなくなっている。

芸術を鑑賞するということが、想像力を高めると考えている。創造というのは相手を思いやる心であり、相手が今つらいのかどうか、このような言葉を発したら相手が傷つくのかどうかを考える力にもつながるものであると思っている。ひいては、いじめを減少させると思う。大変すごく重要な機会であると思う。学校のワークショップもないよりは良いとは思うが、子ども自身の根っこを育てるところを考えてほしいと思う。

今後、このスクールコンサートについては、このままの音楽系のプログラムを3年に1度で回していく考え方か。今後、種類を変えていくことなどについて、考えがあるのか教えてほしい。

○文化振興課長

現時点では音楽ということであるが、音楽だけが芸術ではないと思うので、前向きに検討する。

○岡山委員

人権に関する項目の評価結果は、どれぐらいの回数講座をやったかで書かれているが、人権に関することは、どれだけ回数を重ねたかではなくて、人権意識が上がったかどうかで測らなければならないのではないかと常々思っている。評価の仕方を今すぐ変えることは難しいと思うが、アンケート方式のような形で、市民とか子どもたちの人権意識が上がってきているのかどうかとか、人権といつても幅広いものがあると思うので、項目に分けて本当に人権意識の向上につながっているかを測るべきである。講座の回数とかではなくて、本当に意識レベルで変わったかどうかということが分かるようになってほしいが、どのように考えているか。

○人権同和教育室長

意識調査については、令和7年2月に市民向けに実施をしている。そのときには、無作為に1,500人ほど選び郵送して、返事をもらい集計をしたもの市のホームページで公表している。毎年実施するのはなかなか難しいが、4年前にも実施している。学校ごとに子どもに向けてのアンケートなどは実施していない状況だが、市民には行っている。

○岡山委員

アンケートがどのぐらいの数集まったかを聞きたい。子どもたちに向けてアンケートをしていないということだが、人権は全てのベースであると思う。人権の意識が低いから、いじめにつながったりすることが起きていると思う。子どもたちにも人権に対する講座を1年に1回やったというだけではなくて、意識調査のようなことを踏まえながら、年々確かに人権の意識が上がってきているということを確認していかなければならないと思うので、検討してほしい。

○人権同和教育室長

アンケート回収率について資料がなく申し訳ないが、半分はあったと思っている。子どもさん向けの講座の感想は、その都度もらっている。アンケート方式での集計については今後検討したいと思っている。

○花田委員

令和6年度の振り返りをして報告を受け反省をして、それを反映していくのは、令和7年度からだと思っている。令和7年度はもう11月でほぼ終わりが見えている。この時期でしかこれが出てこないのか。もっと前に検討したら、令和7年度から見直しや、反映ができるのではないか。この時期に出てくるのはどうしてなのか。

○教育総務課長

今の時期に出てくるのは、今年度も後半に差しかかっており、次年度の計画に反映させるタイミングとしては遅いのではないかという話であると思う。書類作成上の話になるが、令和6年度決算が9月に確定することなどもあり、最終的にこのタイミングで教育委員に諮って承認を得ることになるので、11月というのは遅いのではないかというと、確かにそのとおりである。ただ、これが出了からそれを基に反省しようということではなく、当然これを作成するに当たっては、振り返りは随分早い時期から

始めているので、報告書の作成・編集作業はしているが、今年度の反省というのはしつかり踏まえながら、令和7年度の事業は行っているところである。報告書として上がるタイミングが11月で遅いという話は、何かできる方法はないか検討したい。

○花田委員

決算が出ないと、事業内容を振り返られないのか。

○教育総務課長

決算の確定をしなくても、振り返る作業自体は早い時期から始めている。決算が出たところで確定をするだけなので、振り返り自体は、令和6年度の事業が終わった時点で始めている。

○花田委員

客観的な目で見るというのは、とても大事だと思っている。金額が入らない状態ででも見る機会があれば、早い時期に意見を言えるのではないか。意見を言っても計画が進んでいるということがあるので、その辺りは、改善の余地はないのか。

○教育長

この時期になった理由を教育総務課長が説明した。その上で、もう少し早くできないかということは検討する。どのぐらいでできるかは、様々なデータの集約状況にもよるが、意見としては承る。

○森谷委員

議会事務局では、その日のうちに動画がアップされる。正式なものではないという注釈付きである。それと同様に、巧遅よりも拙速のほうが良い。例えば、案の段階で、未確定である旨を付けて公表すれば良い。誰もが大体こんなものだろうと分かるほうが良い。皆は、成績優秀だったから、間違うといけないと思うのかもしれないが、確定ではないと出せば、スピードが上がると思うが、どうか。

○足立委員長

案の状態でも途中段階でも早い段階で公表してはどうだろうかという意見があつたが、それに対する答弁をお願いする。

○教育長

先ほどもう少し早くできないか検討するということを答えた。それが成果品という形でなくともどのようにできるかという意見であったので、その意見も参考にして、どのようにできるか検討する。

○遠藤副委員長

先ほど皆が言われたが、確かに令和6年度が終わった翌日に出すというのは無理な話である。どれだけ短く出せるかということである。正直、執行部は日々の業務をこなしながら、決算とかこのようなものを作らなければいけない。それは正直、難しいと思う。1日でも早く見たいという気持ちも分かるが、仮でも良いから出してほしいというのは、それをすると文句を言われるのは執行部なので、かわいそうである。ある程度正確なものを出したほうが良い。案が付いていたとしても、市がそんな間違ったこと言っているということが必ず起きる。このようなデータは、正確なほうが良い

と思っている。個人の意見としては、しっかりしたものを見たほうが良く、急がれるのは、できる限りでしかできないことだと思う。年度が変わって3か月で出してほしいというのは無理な話であるし、そこまでの膨大な量を精査しなければいけない。皆それぞれ意見があると思うが、なるべく早く、より正確な資料を提出してもらえるよう、議員にとっても、市民にとっても有益なのではないかと思うので、そこはお互い協力し合って、より良いものができるように協力していきたいと思っている。引き続きよろしくお願ひする。

○足立委員長

それぞれの委員から、この計画の実績及び評価について、様々な熱い思いを聞いたが、結論から言うと、少しでも早く出してほしいということであると思う。正しい数字で、できるだけ早い段階で出してもらえるとうれしい。未確定のもので、各委員が個別に聞いた部分に関しては、ある程度まとまったものが出ると期待している。

ほかにないか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、次に移る。

(3) 令和6年度末 汚水処理人口普及率について

○足立委員長

執行部から説明をお願いする。

○下水道課長

この汚水処理人口普及率であるが、下水道、農業集落排水、漁業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽といった汚水処理施設の整備状況を表す指標となっている。市の総人口に対し、各汚水処理施設によって処理される人口の割合を示したものである。令和5年度末の実績は50.0%であったが、令和6年度末には0.6ポイント増の50.6%となっている。当市の主な増加要因であるが、合併処理浄化槽の設置によるものである。一方、人口減少の影響もあり、処理人口の減少割合に対し、総人口の減少が上回っている状況である。手元の資料で県内各市の状況を確認してもらえたと思う。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○芦谷委員

50.6%のことだが、1年ごとの上昇目標というものはあるのか。

○下水道課長

目標について、現在の合併処理浄化槽の補助を推進しているところであり、下水道の整備も着手している。下水道整備が完了した時点で、汚水処理人口普及率は58.0%を見込んでいる。

○芦谷委員

普及率について、公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処

理浄化槽の件数が分かればお願いする。

○下水道課長

公共下水道が3地区、農業集落排水処理施設は9地区、漁業集落排水処理施設は2地区、コミュニティ・プラントは3施設ある。ほかはすべて合併処理浄化槽ということになる。

○芦谷委員

合併処理浄化槽の設置数が分かればお願いする。

○下水道課長

合併処理浄化槽の設置人口は約1万2,000人である。

○串崎委員

普及率は、県内で最下位という状況であり、益田市と比べても低い。市民に何とか安心してほしいと思っているが、何か対策などはあるか。

○下水道課長

汚水処理人口普及率向上の取組として、浄化槽の補助制度を設けている。市内の下水道整備も続けている。まだ処理場が完成していないので、下水道が利用できる状態になっておらず、数値に反映されていない。

○串崎委員

内容は分かったが、当市と益田市を比べ、もっと頑張れば、益田市を抜けるような感じがする。合併処理浄化槽の普及に関する対策があればと感じるが、どうか。

○下水道課長

合併処理浄化槽については、国の補助制度を活用しているところである。現状では、市独自の上乗せ等の取組はないが、国の動向も見ながら、考えていきたい。

○芦谷委員

棒グラフのその他は、どういったものがあるのか。

○下水道課長

合併処理浄化槽の中でも、市の補助金を使わずに設置したものなどである。

○足立委員長

委員として発言する。

現在、市街地で下水道整備も行っているが、この第1期が完成した暁には、普及率は、どのようになるのか。

○下水道課長

58.0%を見込んでいるところである。

○足立委員長

第1期ができたら58.0%までいけるだろうということか。

○下水道課長

お見込みのとおりである。

○足立委員長

市街地の空き家率をどのように想定されているのか。市街地は相当、空き家、空

き地がある状態である。この中で、下水道処理施設が数年先に完成したときに、また人口減少が進むと思うが、現在の50.6%から毎年0.5%ずつ増えていったとして、58.0%というのは非常に高い目標であると思うが、特に問題ないという認識で良いか。

○下水道課長

厳しい状況かと思っている。下水道整備を進めながら合併浄化槽にも力を入れていきたいと考えている。

○足立委員長

現在、浄化槽の普及は補助金があるという話であったが、下水道処理施設が整備できた地域に、改めて合併処理浄化槽を設置したいということは、原則認めないという話であったと思う。この方針は変わっていないと思うが、下水道整備がまだできない地域に対しての浄化槽設置の補助は、今後も継続されるということで良いか。

○下水道課長

今後も続けたいと考えている。

○足立委員長

下水道本管が整備され接続できるとなったときに、接続するには、各家庭に一定程度の費用が発生し、ここが障壁だと思う。各家庭に対する貸付金であったり補助金であったり、市から一定の助成金を投入しないと、接続率が向上せず、一般会計の繰入れが続く。その辺の考えはある程度まとまっているのか、まだ検討中なのか。

○下水道課長

接続促進の取組は過去からも言われており、下水道課でも考えている。ただ、現時点で具体的な内容を伝えられないが、そのような取組をしっかりと考えていきたい。

○足立委員長

下水道の工事をされているが、市民の方から、仮復旧の道路があまりにも凸凹が多いのではないかとの声を聞いている。もう少し丁寧な仮復旧をお願いできると大変有り難い。

○遠藤副委員長

進行を戻す。

○森谷委員

下水道と浄化槽のどちらを残すかについて、合併浄化槽をやるべきであると以前から言っている。その理由は、下水道管路は地下でつながっており、災害に弱く交換をしなければいけない。何十年たち何百億円で交換する。そして、空き家がいつどこにできるか分からず、せっかく造ったのに使われないということもあるが、合併浄化槽は必ず必要なところに埋めるわけだから100%利用される。

出雲市は、合併浄化槽に方向転換している。合併浄化槽にすれば、管理費は個人が負担する。下水道であれば、管理費は市が負担して下水料金からもらう。当市のように面積が広くて起伏があるところは、下水道に向いてないと考える。どれだけ下水道を整備しても、山間地域に下水道を引くわけにはいかず、合併浄化槽かコミュニティ・プラントぐらいしかない。コミュニティ・プラントか合併浄化槽に転換すること

も頭の隅に置き、人口減少、防災、資金の面から考えてほしい。

○下水道課長

下水道整備は、非常に大きな事業であると思っているので、状況を見ながら、柔軟な発想で対応していきたい。

○足立委員長

他に質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、次に移る。

(4) その他

○足立委員長

その他、執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、ここで執行部からの報告事項について、11月19日に開催される全員協議会で報告し説明していただくものを決定するため、まず執行部の意向を確認したいと思う。

○健康福祉部長

全員協議会へ提出するものは、ない。

○足立委員長

執行部からは、全員協議会に提出するものはないということだが、それで良いか。

(「はい」という声あり)

○足立委員長

それではそのように決定したので、よろしくお願ひする。

その他、執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

○森谷委員

スクールバスの件、高校生までやってほしい。1,200万円ができる。給食の無償化、2億円から3億円ができる。金城、旭、弥栄、三隅地区は統合してコストを削減し、給食費を無償化する。保育の無償化も6億円ができる。国、県が絡めば1億5,000万円ができる。1人子どもがいれば月10万円、2人いれば20万円から30万円、3人いれば40万円から50万円の支援になる。子どもをどんどん産む方が増えるので検討してほしい。

工業用水道について、中国電力と確認書継続協議に係る合意書があり、人事異動で課長が入れ替わることで、監査能力がはっきり言って機能していない。セルフ監査という一番いけないことになっている。そのようなことが、まかり通っているので、自ら襟を出してチェックしてほしい。

教育委員会について、公益通報が公益通報として処理されてないという重大な事件である。三島さんの件であるが、市長メールに対する返事で、質問に答えてくれな

い。それから警告書は弁護士を通して出されているが、三島さんが情報を教えてくれと言っても弁護士さえも出さない。そこら辺も襟を正してもらいたい。

○足立委員長

ただいま森谷委員から発言があったが、ご要望も含めての話であるということなので、承知してほしい。

他に委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それではここで執行部の皆さんは退席されてよい。

(執行部退席)

暫時休憩する。

[11 時 32 分 休憩]

[11 時 42 分 再開]

2 その他

【要望書】学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い（委員会に配付）

○足立委員長

委員会を再開する。1件、要望書の提出があった。手元に資料配布の学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願いである。当市議会請願陳情等取扱要綱により、要望書は、その写しを関係委員会に配布するのみとなっているので、内容については、各自確認をお願いする。

続いて、今後の取組課題等についてお願いである。取組課題検討資料を確認いただいたと思う。これまで、福祉環境委員会と総務文教委員会で文教部分について取り組まれた取組課題や、執行部へ報告を依頼した所管事務調査、行政視察、意見交換会等をまとめたものである。今後、当委員会において、これまでの委員会活動のように、取組課題のテーマを決めて、調査、研究をしていきたい。

手元の資料に、これまでの福祉環境委員会の取組、総務文教委員会の取組が記載されている。過去の資料等もすべてタブレットに入っているので参考にしてほしい。次回12月1日の委員会で委員の皆から提出してもらったテーマごとに協議を行いたい。委員会終了後に様式を送ってもらう。提出締切りを11月27日木曜日の正午としたい。皆が取り組みたいテーマ、提案の趣旨、参考となる先進地などがあれば記入をお願いする。よろしいか。

(「はい」という声あり)

委員会としても、このような取組で、2年間の間に執行部側に提言書などをきちんと提出していきたいと思うが、よろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、様式に記入の上、事務局に電子データで提出をしてほしい。

そのほか、森谷委員から資料という形で提出があった。森谷委員、簡潔に説明をお願いする。

○森谷委員

住民監査請求が、行為があったときから1年以内じゃないとできないというのがあるが、最高裁の判例では、新聞記事で知って監査請求が認められることになっている。ところが、三島さんは公文書開示請求で、新聞で見るよりもっと積極的に調べ事実が分かったときに1年過ぎており、その理由で却下された。監査委員もこの判例を見ていながら却下した。これは重大な問題ではないかと思う。これをどのように扱うべきか、関係のある教育委員会に上げて、何とかしなければいけないということで提案したい。

○足立委員長

スケート場に関する件を監査請求したが、監査から却下された。却下の理由が、1年以上経過しているということである。この監査の判断については、当委員会に直接の権限はないので、どうこう言える立場ではないと思う。もし提起するのであれば、予算決算委員会、もしくは全員協議会が良いと思う。

各委員におかれては、スケート場に関する監査請求があったということと、監査の判断がどうであったかというところを少し頭に入れておいてほしい。

○森谷委員

公益通報についても、受け取ったのに動いてくれていない。7月14日に提出されたものである。公益通報ではないとは言えるはずもない。資料には載ってないが、8日後の22日にメールで確認までしている。教育長からの返信で、確認するという答えであった。そこまでも、現在、公益通報を受け取っていると認識していないということは大問題である。重要な問題として、方向性を出さなければいけない。

○足立委員長

ただいま森谷委員からの資料について、各委員が早急に理解することは難しい。少し時間をおいて、当委員会で諮るかどうかも含め、次回に回させてほしいが、いかがか。

○森谷委員

そんなに難しい話ではない。

○足立委員長

まずは、各委員がこれを熟読した上で、事実確認を執行部に求めるのか、当委員会で諮るかどうかをもう少し議論させてほしい。

○遠藤副委員長

森谷委員が言っていることは理解できるが、委員に何を求めるのか本来の趣旨が伝わらない。あったかなかつたかで終わることなのか、あったからこのように動きたいと思うがどうだろうという話なのかが分からぬ。どうしていきたいのかが見えないので教えてほしい。

○森谷委員

行政が、やるべきことをやらないでいる。それを普通にやるということである。公益通報があったのだから4か月も放置するものではない。教育委員会に報告しなければいけない案件である。

○遠藤副委員長

そのことについて、自分たちに何か権限があるのか。

○森谷委員

権限がないと思うが、ここで、きちんとやらなければいけないと言ったり決めたりすることで、執行部に対してきちんとやろうという力になる。

○芦谷委員

公益通報については、当事者、三島氏と処分庁との関係なので、ここに第三者である当委員会が入る余地はないと思う。三島氏と処分庁でやってほしい。最後は裁判などになると思う。当委員会でやるのはふさわしくない。

○森谷委員

分かりやすいから公益通報と言ったが、それに至るプロセスに問題がある。制度上ゼロで良いと結論を出してそのままずっと進めたり、コンサルに違う資料を渡して意向に沿うように誘導したり、でたらめな進め方というのは、こちらで正さなければいけないと思う。

○足立委員長

公益通報を含め所管事務調査のところで、当委員会として権限を有しているので、委員全員の合意形成が図られた後に、このことについて調査するということになれば、委員会としての取組ができる。ただ、この資料をもらって、当委員会でどうしようかという話には、事実確認も含め議会事務局に、当委員会としてできること、できないことの確認をする必要がある。正副委員長に一任いただき、少し協議をさせてほしい。

○森谷委員

分かった。先ほど芦谷委員は、権限がないと言われたが、間違いか。

○足立委員長

間違いか正しいかということも含めて、正副委員長で、議会事務局とこの問題が委員会として取り上げができるかできないか、委員会ではなくて、議会全体として執行部に対し、物を言うことができるか否かというところを協議させてほしい。

○森谷委員

法的根拠とか、誰でも分かるような説明をお願いする。

○芦谷委員

こういったことが提案される場合、できれば、これは正式な委員会なので、委員会の前に正副委員長に相談をして、場合によっては休憩中に議論をして扱いを決めるべきである。正式な委員会で議論をすると、大変市民に混乱を与えるので、ぜひその辺は、正副委員長で配慮してほしい。

○足立委員長

そこら辺はこちらで対応したい。基本的には、その他で、委員から様々な意見を

受けるので、事前に相談してもらえると大変ありがたい。協力をお願いする。このことについては、正副委員長と議会事務局で相談させてほしいが、よろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、暫時休憩する。

[12 時 06 分 休憩]
[12 時 07 分 再開]

○足立委員長

委員会を再開する。

次の開催日程を確認する。12月1日月曜日、全員協議会終了後から、第2委員会室で開催する。委員は、出席をよろしくお願ひする。

以上で文教厚生委員会を終了する。

[12 時 07 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

文教厚生委員会委員長 足 立 豪